

○北海道警察職員の修学部分休業に関する訓令

北海道警察本部訓令第17号

平成17年4月1日

改正 令和3年3月25日警察本部訓令第13号

北海道警察職員の修学部分休業に関する訓令を次のように定める。

北海道警察職員の修学部分休業に関する訓令

(趣旨)

第1条 職員の修学部分休業については、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(修学部分休業の承認の申請)

第2条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2第1項に規定する修学部分休業（以下「修学部分休業」という。）の承認を受けようとする職員は、修学部分休業承認申請書（別記第1号様式）を所属長を経由して北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）に提出しなければならない。

2 警察本部長は、前項の規定による提出があった場合において、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該提出をした職員に対して、必要な証明書類の提出を求めることができる。

(退学等の届出)

第3条 修学部分休業をしている職員は、修学部分休業に係る教育施設の課程を退学し、又は休学した場合は、遅滞なく、修学状況変更届（別記第2号様式）を所属長を経由して警察本部長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による提出について準用する。

(休業時間の変更)

第4条 修学部分休業をしている職員は、承認された休業時間について変更しようとするときは、修学部分休業時間変更申請書（別記第3号様式）を所属長を経由して警察本部長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規定による提出について準用する。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（令和3年警察本部訓令第13号）

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

2 この訓令施行の際現に第1条の規定による改正前の北海道警察職員の育児休業等に関する訓令、第2条の規定による改正前の北海道警察職員の修学部分休業に関する訓令、第3条の規定による改正前の北海道警察職員の高齢者部分休業に関する訓令、第4条の規定による改正前の北海道警察職員の自己啓発等休業に関する訓令及び第5条の規定による改正前の北海道警察職員の

配偶者同行休業に関する訓令の規定に基づき作成された様式用紙は、この訓令の施行後も、なお当分の間これを使用することができる。

※ 別記様式省略